

富山地方最低賃金審議会
令和6年度第3回百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和6年10月28日（月） 14：00～14：50

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階会議室 501, 502

3. 出席者

公益代表委員	高倉委員、長尾委員
労働者代表委員	加藤委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	江下委員、中委員、寺山委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

なし

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第3回百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は公益代表委員の柳原委員が御欠席ですが、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、高倉部会長にお願いいたします。

[高倉部会長] ただ今から、令和6年度第3回百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会を開催します。

本日は3回目の部会審議ですので、結審を目指してまいりたいと存じます。

審議に当たりましては、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

では、前回に引き続き金額審議を行いたいと思います。

前回、労働者代表委員から1,010円、使用者代表委員から1,000円が御提示されました。

提示額にはまだ隔たりがございますが、調整の余地もあるように思われますので、引き続き金額審議を行いたいと思います。

このまま全体の場でお伺いしますか、それとも個別に伺ったほうがよろしいですか。

[加藤委員] 労働者側からは、全体で一旦お話をさせていただけたらと思います。

[高倉部会長] 使用者側はよろしいでしょうか。

[江下委員] はい。

[高倉部会長] 三者で進めていきたいと思えます。
労働者側からお願いいたします。

[加藤委員] 本日、第3回目の専門部会で、審議においては労使のイニシアティブにより結審できればと思えますし、是非、使用者側の皆様にも御理解を賜りながら、合意形成になればと思っております。これまでの専門部会を振り返りますと例年になく、特定最低賃金の必要性について、多くの時間を費やしてきた印象を持っております。しかし、現時点でも必要性に関して、労働者使用者間においては、まだまだ隔たりがあるのかなと感じております。今まで労働者側が述べてきましたとおり、百貨店、総合スーパーの特定最低賃金については、これまでもそしてこれからもその役割や機能に関して、必要性があると考えております。前回も申し上げましたが、今年地域別最低賃金の水準が、去年の特定最低賃金の設定を上回ることで、特定最低賃金の役割や機能が失われることは考えてはおりません。しかしながら、使用者側の皆さんが御指摘のとおり、過去にない急激な地域別最低賃金の高騰により、このスピードが従来の枠組みでは捉えきれず、経営者の皆さんの心理を圧迫していることも、我々としても理解、認識をしているところでございます。特定最低賃金の必要性及びその水準の議論は、産業別代表のイニシアティブにより議論されるべきと考えております。金額の水準の問題は、その時々社会情勢でしたり、最低賃金の3要素を客観的に判断されるべきと捉えております。続きまして、鈴木委員からお願いします。

[鈴木委員] 私の方からマクロ的な視点に立った考え方を述べたいと思っております。また、経営者団体の方々が、デフレマインドの停滞からの脱却、そのために物価を超える賃金向上による好循環を求めているということが報道されている中で、地域別最低賃金だけがデフレ経済からの脱却させる方法とこちらは考えておりません。毎年行われる労使間の賃金交渉によって、それが形成されていくと考えております。また、日本経済を後押しできる産業につきましては、それを上回る水準を設定して産業全体を発展させることを労使でしっかり議論すべきだと考えております。今後も地域別最低賃金の高騰は継続し、特定最低賃金が地域別最低賃金に埋没してしまうことは避けられないと我々も認識しておりますし、今回、時間を要して議論してきました特定賃金の必要性についても来年度以降も継続されると考えております。本来、特定最低賃金の必要性につきましては、特別小委員会で事前に審議されまして、本審議会における労使の全会一致で決められることにはなりますが、残念ながらその特別小委員会には、百貨店、総合スーパーの労使の代表者が一人も参加していない中で、その必要性が議論されることに違和感を感じざるを得ないと考えております。来年度以降も多分、同じ枠組みで議論されるかと思いますが、そういったことにつきましても、配慮していただければ幸いですと我々は考えております。それでは続いて、山本委員より金額の再提示についてお願いします。

〔山本委員〕 本年度の特定最低賃金の議論では、私どもはいろいろ学ばせていただきました。本日は3回目となりますので、労使ともに歩み寄りして合意形成することを目指すためにも、労働者側として金額提示を再度提示させていただきたいと思います。具体的には、前回提示させていただきました1,010円より5円引下げ、1,005円で再提示させていただきます。その理由としては、地域別最賃998円から最低でも昨年並みの優位性である7円を確保したいということでございます。1,005円の影響率は、1.7%となっております。また過去から、金額端数の5円単位となっておりますので、この金額とさせていただきます。以上、労働者側の考えを使用者側の皆様、是非寛大な御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上です。

〔高倉部会長〕 それでは、使用者側からお願いします。

〔江下委員〕 まず必要性の有無ですが、地賃がこれだけ金額が上昇しているの、来年には1,000円を超える中で特定最賃が本当に必要なのかどうか。現に、都道府県の中で無くなっているのが結構多いわけです。東京などは早い時点で、特賃を全業種無くしています。よく言われている2020年代に1,500円という話の中で、私自身は特賃の必要性は無いのではないかなと考えています。

〔中委員〕 いろいろと議論させていただきまして、3回目ということで労働者側の皆様の御主張にも、真摯に耳を傾けて使用者側も対応をしていく重要性を認識しております。ただ、前回も申し上げましたとおり、雇用をしっかりと守っていく経営者の重要な責務は、地方の中小企業、小規模企業、小売業界、全ての業界においても、経営者の置かれている立場で考えますと固定費の部分は慎重になるところもあると思います。それは根幹が雇用を守っていく、従業員家族の生活をしっかりと守っていくという使命の1つの表れであるからだと思います。この後、政治経済、社会情勢がいろいろと不透明感が増してくる気配もありますが、使用者側として再度検討した金額を提示させていただきたいと考えております。

〔寺山委員〕 今日3回目ということで、金額の方も全会一致で結審していくという思いは労使の皆さんと一緒にです。それと先ほどから加藤委員、鈴木委員、山本委員からもお話があった内容は、ごもつともだと思っています。ただ、これはどこかで決めるしかないんですね。おっしゃることは労使ともにそれぞれのポジションから見た話ですから、当然ひくという話はあまりないわけです。でも全国的な高所大所に立った時、全国の中で百貨店はたくさんあります。でも、その中で特賃の審議をやっているのは、富山石川以外に2県しかないんです。何でそういった情勢になっているのかです。それと私は金額的にはそんなにこだわってはいりません。今回特別小委員会の中で、この特賃百貨店の改正の必要性をどうするかといったお話の時に、先ほど鈴木委員からもありましたが、私はその委員のメンバーでした。全体的なことを見た時、これからの政治経済、そしてこの日本、富山のあり方を考えた時にいつまでもそのポジションにこだわっているのではなく、この7円ぐらいの優位性であれば、どこかで改正を見送るというタイミングがあったのかも知れないけれど、これまでは地賃の上げ幅もそんなにも上がっていなかった。去年は40円でしたが、まだまだ使用者側の立場としても地賃と特賃を一緒にするわけにはいかなかったのかもしれませんが、今回のように50円上がりましたら来年の地賃はど

うなるのでしょうか。経団連からも少しトーンダウンされた話が出ていますが、政治的な中ではまた引上げ方向にプッシュされると思います。今年あるいは来年が特賃の改正を見送る良いチャンスだと思うんですね。労働者側の方にとっても使用者側にとっても一致して、これからの良い関係を構築、継続していくためには何かのきっかけが無ければいけないと思っています。それが今年あるいは来年になるかもしれないです。本音は当初から言っていますように、今回特賃の必要性は無いかもしれないと、言葉が少し間違った伝わり方をしていたら申し訳ないですが、私は1年間見送っても良いのではないかという話をしました。百貨店に地賃が適用されることによって何か影響があるのか、本当に競争力のところで差が出てくるのか、どういう影響が出てくるんだろうか。他業種に労働移動が多くなってしまうのか、それがこの富山県にとって損失なのかどうか。データでは捉えられない部分がありますが、大きな空気感、大きな風というのはわかるはずです。そういったことを踏まえ、廃止ではなくて見送りです。しばらくインターバルを置いても良いのではないかというのが私の意見です。冒頭に言いましたように、今日は1円以上の金額を提示されていますので、何とか今回は全会一致で結審させていただければと思っています。以上です。

[江下委員] 使用者側といたしましても、金額提示は48円引上げ1,003円を提示させていただきます。

[寺山委員] 1,000円から3円歩み寄ったということです。

[高倉部会長] そうすると、今、労働者側の方から1,005円の提示がありました。使用者側の方からは1,003円ということでした。双方にまだ2円の開きがありますが、歩み寄る余地があると考えておりますが、個別に話をしてよろしいでしょうか。

労働者側はいかがでしょう。

[加藤委員] 我々だけ一旦退室して、5分から10分お話してもよろしいですか。

[高倉部会長] 一旦休会とします。

(休会)

[高倉部会長] それでは、部会を再開します。

労働者側、お願いします。

[加藤委員] それでは私から述べさせていただきます。再提示を頂戴しました1,003円をもって、全会一致での合意をさせていただきたいと思っております。現在の955円から伸び率5%をいただいたこと、我々としても働く仲間の中で1,000円という大台を使用者側の皆様から御提示いただいたことは、期待値と受け止めていますし、今までの議論の中でも、使用者側に対しての理解を深めていかなければならないことと、我々の主張に関して寛大に受け止めていただいたところもございます。今回、この場で終わらせるだけでなく、次年度も必要性審議では来年

の状況の中で必要性の有無を勘案して、議論をお願いができればと思っています。今後も関係をしっかりと保ちつつ今回の合意形成とさせていただけたらと思っています。

[高倉部会長] 今、労働者側からおっしゃっていただいた1,003円で労使合意と決定しました。どうもありがとうございました。

ただ今、使用者側委員及び労働者側委員から1,003円の御提示がありました。これによって労使双方の金額に一致が見られました。事務局は、結審に向けて書類作成など準備に入っていたと思います。

労使各委員におかれましては、また休会といたしますので、控室にてお待ちください。休会時間は大体15分ですので、よろしくをお願いします。

(休会)

[高倉部会長] それでは、部会を再開いたします。本日まで3回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりましたところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低賃金の水準について、おおむね合意を見たところであります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益代表委員案としてお示しした上で、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、事務局は公益代表委員案を配付して読み上げてください。

(公益代表委員案を配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げます。

公益代表委員(案) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。)を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,003円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

以上ですが、ここで1点事務局から説明事項がございます。名称変更につきましては、第1回専門部会場で説明させていただきましたが、これとは別に公益代表委員案2の中に管理、補助的経済活動とございますが、これまで管理の後をカンマで区切っていたところ、令和6年4月から施行されています日本標準産業分類において、表記がカンマから読点に変更されました。

このため、公益代表委員案の表記もこれに合わせ読点に変更しております。適用範囲等に変更はございませんが、説明が遅れました点、お詫びいたします。以上です。

[高倉部会長] それでは、公益代表委員案は、ただ今事務局の説明にあった変更のほか、最低賃金額を現行額から48円引き上げて時間額1,003円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続を経て最も早い発効日となる法定どおりとしております。

それでは採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益代表委員案に賛成の委員は、挙手願います。

事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[佐竹賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。全員賛成です。

[高倉部会長] 採決の結果、全会一致で公益代表委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文(案)を取りまとめます。事務局は、報告文(案)を準備、配付の上、読み上げてください。

(報告文(案)を準備、配付)

[成田賃金室長] それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

文書番号、日付につきましては決議前ですので、空欄としております。

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 部会長 高倉 史人
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について(報告)(案)

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

委員名の読上げは省略いたします。また、別紙につきましては、先ほど公益代表委員案と同じでございますので、読上げは省略をさせていただきます。以上です。

[高倉部会長] 各委員におかれましては、御確認いただきましたでしょうか。この内容で審

議会に報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各委員] 異議なし。

[高倉部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うことといたします。

事務局は、答申文（案）を準備、配付の上、読み上げてください。

(答申文（案）を準備、配付)

[成田賃金室長] それでは答申文（案）を読み上げさせていただきます。

文書番号、日付は議決前ですので、空欄となっております。

富山労働局長 小島 悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明

富山県百貨店, 総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）（案）

令和6年8月21日付け富労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、審議経過は別紙2のとおりである。

別紙1につきましても、公益代表委員案と同じですので、読上げは省略させていただきます。

また別紙2につきましても、読上げは省略いたしますが、これまでの審議経過を記載しております。以上です。

[高倉部会長] 本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] 異議なしのございますので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により、本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

(部会長は、答申文に会長印を押印)

(部会長から労働基準部長に答申文手交)

[佐竹賃金室長補佐] 答申をいただきましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 本日、富山県百貨店, 総合スーパー最低賃金の改定に当たりまして、全

会一致の決議をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

まず労使代表委員の方々には、相互に尊重と譲歩の精神を持っていただいて、粘り強く審議にあたっていただきました。

また、公益代表委員におかれましては、熱心に労使各側の意見を汲んでいただいて、審議の舵取りをしていただきました。

本日、全会一致の決議が得られましたのも、こうした丁寧な審議があった賜物によるものと考えております。誠に感謝を申し上げる次第でございます。

皆様におかれましては、今後とも労働行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

[高倉部会長] ありがとうございました。そのほかに何がございますでしょうか。なければ、事務局から連絡事項をお願いいたします。

[成田賃金室長] 今後の手続につきまして説明をさせていただきます。

本日は、全会一致で答申を頂きましたので、事務局としましては、本日、異議申出のための公示を行います。

公示期間が公示日、本日の翌日から起算しまして、15日間を経過する日までとされておりますので、公示の期限は11月12日（火）までとなります。この間に異議申出がなければ、官報公示の手続きに入ります。

手続きが滞りなく進めば、11月26日（火）に官報に公示をされまして、その後30日を経過しました令和6年の12月26日（木）に発効となります。

ただし、あくまでも発効の予定でございますので、この点も申し添えます。

なお、異議申出があれば、別途開催いたします本審にて審議をいただくこととなります。

事務局からは以上です。

[高倉部会長] 事務局は、官報公示等の手続きに万全を期すようお願いいたします。

以上を持ちまして、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会の審議を終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員からは加藤委員

使用者代表委員からは江下委員

のお二人をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[労使委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、加藤委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。